

逆転しない正義とは、がんこに平和を貫くこと

日本国憲法は、前文がまずあり、第一章が天皇（第一条から第八条まで）、第二章が戦争の放棄（第九条のみ）、第三章が国民の権利及び義務（第十条から第四十条まで）、第四章が国会（第四十一条から第六十四条まで）、第五章が内閣（第六十五条から第七十五条まで）、そして第六章が司法（第七六条から第八二条まで）、第七章が財政（第八三条から第九一条まで）、第八章は地方自治（第九二条から九五条まで）、第九章は改正（第九六条のみ）、第十章が最高法規（第九七条から第九九条まで）、最後が第十一章で補則（第一〇〇条から第一〇三条まで）です。第一章だけが特異だけで、その他の条文は世界に誇れる内容の憲法です。

憲法前文では、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。そのうえで、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」としています。このように、日本国民は、平和を維持し、国際社会において、名誉ある地位を占めなければならないのです。

第2講 山田清彦（原告団事務局長）

あもり県には、六ヶ所村の再処理工場をはじめ、ウラン濃縮工場、低レベル放射性廃棄物処分場、海外返還高レベルガラス固化体貯蔵施設、MOX 燃料加工工場などが建設中である。このほか、東通原発、使用済み燃料中間貯蔵施設、大間原発など原子力施設が林立しています。このままでは、青森県が核のゴミ捨て場となります。

社民党 9/26 キックオフミーティング

2025 年 7 月 20 日、社民党は生まれ変わりました。「逆転しない正義」とは、「がんこに平和」を貫いてきた社民党ならではの、こころいきです。

ゆるぎない信念のもと、ふれずに平和を追求してきた社民党こそ、日本国憲法を背骨にすえた唯一の政党です。

戦争はいやだ、戦争に行きたくない、声をあげるときです。

福島みずほ党首が「平和は日本国憲法でしか守れない」と熱く語ります。（9 月 26 日；第 1 講）



9 月 26 日（金）青森市民ホール

13:30～
国政報告会

社民党党首・参議 福島みずほ



社民党青森・党学校

9 月 26 日；10 時～12 時

青森市青柳 1-3-14

社民党県連合会議室